

## 実施状況の概要について

### 1. 自衛消防体制の強化について

火災発生時、迅速に十分な人員が確保できるよう、夜間休日には自衛消防隊員10名を発電所内に確保することとした。(平成19年12月1日実施)

### 2. 火災発生時に備えた消火設備の配置について

消火栓が使用できない場合や変圧器火災のような油火災に対応可能とするため、化学消防車及び水槽付消防車各1台を配備した。(平成20年3月25日実施)

また、自衛消防隊のうち5名については、消防車チームとする体制を整備することとした。

### 3. 消防に対する確実な通信手段の確保について

泊発電所から消防へ確実に通報ができるよう、専用の電話回線を設置した。(平成19年9月14日実施)

### 4. 放射性物質の漏えい等の確認をするための体制について

災害発生時であっても放射性物質の漏えい等の確認ができるよう、夜間休日を含め、放射線管理員を常駐するなどの体制とした。(平成19年10月1日実施)